

# 中古日記にみえる、唱導儀式と、そのうけとり方 (其一)

——『中右記』にみえる、中陰の形——

安 東 大 隆

はじめに

説法(教)、あるいは、唱導という言葉で、想起されるものは、願文・表白の類の、所謂、表白体唱導や、因縁・比喻などを、主とする、口頭体唱導である。ところが、『説法明眼誦』をみると、「説法」という言葉ではあるが、その内容は、表白体・口頭体の唱導と、いうことではなくて、法会全体の差定である。くわしく言うと、その内容は、

- 第一、著衣品
- 第二、入道場品
- 第三、礼三宝品
- 第四、焼香品
- 第五、坐高座品
- 第六、梵唄品
- 第七、散華品
- 第八、梵音品
- 第九、錫杖品
- 第十、開眼品
- 第十一、神分品
- 第十二、表白品
- 第十三、釈法身品
- 第十四、報身品
- 第十五、応身品

である。各々の関係について、良定の、『説法明眼論端書』には、有十五品、次第生起皆説法入道場儀式也、臨講筵、一可守此法則、

.....十五品又分為三、一著衣入場礼拝焼香四、高座以前、二

高座下至表白、説法儀式、三釈法身以下三品正説法、説法談三身也と、ある。

高座以前、高座ノ下、釈法身以下という区分を、示している。即ち、「坐高座」を、中心として、高座にのぼる以前の、儀式と、高座にのぼってからの儀式に、ついて、その進行順序と、各々の儀式の内容が説明されている。所謂、表白体、および、口頭体の唱導は、その一部分として、存在しているのであり、それが、唱導ということの、全てではない。そういう意味で、言うならば、儀式全体について、言及した、広義の唱導と、従来から、言われている、唱導を、とりあつかった、狭義の唱導とに、区別した方が、むしろ、より適切では、ないかと思ふ。今迄、問題とされている、唱導は、ここである、狭義の唱導である。

そして、従来、表白体唱導として、重視されていた、表白・願文、などに、ついては、『説法明眼論』では、極めて、簡単に、のべられている。願文に、至っては、

次有願文可読之

と、記述されているのみである。勿論、その意味などに、ついては、触れていない。

一方、『法則集』(信承法印撰<sup>②</sup>)をみると、「法則次第」が、詳しく、書かれている。輿は、どこで、おりるか、鼻高は、どうするか等、細

かく、一々の所作について、書きしるしている。例えば、「入堂事」には、

入堂事 本式自正面可入也、而近来脇妻戸入。憚嚴重由歟  
と、あり、入堂する場合の、はいり口に、ついでに、説明がある。同じ、入堂と、いうことでも、「説法明眼論」には、  
入於如来室、大悲名爲室、能發大悲心、爲入如来室、  
と、説明されている。これは、道場に、入るのは、どういう意味を、持つ行為で、あるかという、内容的な説明である。

いわば、『法則集』は、具体的な方法を、のべるものであり、『説法明眼論』は、各々の動作や、事項の、教理的な説明や、裏付けを、するものである。

(一)

さて、ここでは、中古の、公家の日記の、いくつかを、とりあげて、儀式の、具体的な形を、みてみよう、と思う。

其一として、『中右記』を、みてみたい。特に、その中で、中陰法要の例を、あげる。これは、中陰が、葬儀についての、重要な儀式で、あることに、外ならない。次の生が、決まると、言われる、四十九日の間、七日毎に、追善供養を修し、七回目の七日(四十九日)には、特に、重大な供養会を、勤修している。

『中右記』の中には、いくつかの、中陰の例が、出てくるが、堀河天皇の場合を、とりあげてみた。堀河天皇は、白河天皇の、第二子であり、承暦三年(一〇七九)に、うまれ、応徳三年(一〇八六)に、八才で、即位している。そして、嘉承二年(一一〇七)七月十九日、二十九才で、崩御された。七月六日より、病いよいよ、重くなり、非常救を、おこなったり、又、諸寺に、御読経をし、平癒を祈願したが、その効果なく、崩御されたのである。

『中右記』の、嘉承二年七月十九日には、詳しく、崩御の様子を、記している。

卯剋許御惱危急也、召陰陽師被問之處、家榮占申云、御運極事也、不可有助歟……

御惱危急之間、公卿多以參集、諸僧同音奉加持、是依有御邪氣疑也、如此之間、漸及巳刻、闕白殿走出鬼聞障子口、密語給被仰子云、主上辰刻許御氣已断給也、但先自唱大般若法花経號、并不動尊宝號、次唱釈迦弥陀宝號、向西方給、身体安穩只如入睡眠給也、然而為思邪氣疑、命近候人々不令驚也、子初聞此事、神心迷乱、已失東西、雖然又依殿下仰、不語人々、只一身恼乱、萬事不覺也。

已及未一點、大僧正被退出、御修法御読経僧侶漸以分散、已令崩給之由、禁中遍聞、男女近習人々悲哭之声非可勝忍、始自殿下至于諸人、哀慟之心殆欲消魂、下官今生可奉見之剋只在此度、走廻北面方付御簾下執左衛門督手、悲泣之中、今一度欲奉見之由、切々相責之處、彼人自御簾隙可奉見之由有其命、仍奉見之、容顏不變、如入御寢、凡吞悲流淚、不知婦方、独付簾下只銷魂了、頃而婦殿上方、堀河天皇は、自ら、『大般若経』『法花経』の号・不動尊の宝号、釈迦・弥陀の宝号を、称して、西方にむかつて、睡眠するように、崩じたのである。

さて、こうして、崩御した、堀河天皇の、各七日の追善供養は、次のように、おこなわれている。

○初七日

子帰家沐浴、休息之後參堀川院、今夕當初七日、仍黃昏有御仏供養、奉図絵阿弥陀三尊、法花経少廿一部。

○二七日、嘉承二年八月三日

今日第二七日也、仍奉図絵阿弥陀三尊色紙御経一部、晚頭講説始、権少僧都増珍為講師、摂政殿内府令候于篇中給、右大将以下公卿十三人在廣庇座。

○三七日、嘉承二年八月十日

今日第三日也、仍晚頭有例講、阿弥陀三尊奉図繪、色紙經一部、講師權少僧都永縁、堂童子殿上五位四人、僧裝束、公卿撰政殿并内大臣坐于簾中給……………今日有諷誦於七ヶ寺使田院地下藏人五位七人

○四七日、嘉承二年八月十七日

今日當四七日、依例阿弥陀三尊繪像并色紙御經一部供養、導師權律師智尊……………

七ヶ寺有御誦經

○五七日、嘉承二年八月廿四日<sup>⑤</sup>

今日は五七日也、件例阿弥陀三尊繪像、御經一部供養、御導師權少僧都永縁……………

○六七日、嘉承二年九月朔日

今日人々所被奉書写之一品經於香隆寺可被供養也、仍先早且予相具中將少將參御墓所、次參香隆寺……………已時許講説始、講師權少僧都永縁、題名僧十口、奉図繪普賢菩薩像、法花經一部、四卷經一部、被物布施、仏具……………永縁僧都説法之体頗有弁説

・今日有曼陀羅供(於堀川院)如初南面、壇具用尊勝寺仏具也、講衆座南東北三面許、曼荼羅御存生之時、殊被奉図繪也、御教慮有深志歟、

・此外今朝參香隆寺人々内府以下皆以祇候……………戊剋事了

・色紙御經一部、素紙御經百部……………撰政殿民部卿別当参加

・及深更又六七日有御經供養、先撤曼陀羅供物、具奉懸繪像阿弥陀三尊、以權律師永清為御導師、説法了後有例事

以上が、初七日から、六七日までの、おおよその、記載である。嘉承二年七月廿五日から、嘉承二年九月朔日にかけて、各七日毎に、勤

修されてお、阿弥陀三尊を、図繪し、『法花經』や、色紙經等を、供養し、講を、おこなっている。又、各寺(七ヶ寺)に、諷誦を、修している。

(二)

さて、堀河天皇の四十九日は、嘉承二年九月七日、および、八日の、両日に亘つて、つとめられた。

まず、七日から、みてみたい。

これは、堀河院の寢殿で、おこなわれたもので、ある。「寢殿御装束儀」として、寢殿内に、御法事の場合、設定される過程が、最初に、記載されている。

七間東西南北庇皆悉指筵、并東西南三面簀子敷同以指筵、皆懸幡花幔、母屋中間安置御仏具、前立仏布施机、置仏布施綿十疋裏絹、其左右立高座、中央礼盤二脚、同間南同間南庇中央立御經管(立名香願文・管願文西・香東)、其南立行香机、其左右立散花机、南庇敷高麗端疊為僧綱座(東西行)、并母屋間仏前左右敷同疊為七僧座(南北行)。

又従母屋及北庇南北行敷紫端為請僧座(五六行、件名前立経机、置御經一部、金泥大般若一帙、七僧前机不置、是追為分置金泥法花経也)。

又北又庇七間懸御簾、東二間為中宮御所、中三間為本院女房候所、西二間為撰政殿御所、西渡殿中為素服公卿殿上人座、

又南簀子敷疊、中央間相分東西、紫端疊為公卿座、東西簀子敷々紫端疊各一枚、為堂童子座、東并西廊前引班幔、前庭池頭立御誦経幄、

頗西寄中門南廊懸鐘、

又東池上廊并西中間南廊(本仗座)、為左右衆僧会所

寢殿を、法要の為に、模様がえしていく、様子が、窺える。

まず、東西南北の各庇に、悉く、指筵を、しき、又、東西南の簀子にも、同じように、指筵が、しかれる。そして、母屋の中の間に、仏具を、安置して、前に、布施机を、置く。その左右に、高座を、中央

に、礼盤二脚を、各々置く。更に、行香机、散花机などが、並べられる。又、高麗縁や、紫縁の、畳を、しき、僧の座や公卿の座が、つくられる。このようにして、座が、出来あがるのであるが、『中右記』の本文には、その後、「大略如此、不能委記」と、但し書きがある。文章で、その全容を、詳細に説明するのは、煩雑で、限界がある、のである。

さて、座が、出来ると、次の次第で、法要が、進行する。主なものを、列挙しよう。

未刻許公卿并諸僧参集

- (次) 衆僧従前庭左右参上
- (次) 講読師就礼盤礼仏
- (次) 講読師着座
- (次) 唄師発音
- (次) 堂童子領花筥
- (次) 散花師起座
- (次) 堂童子取花筥、取之退入
- (次) 堂達進取御願文授講師
- (次) 堂達追分経
- (次) 講師開白、読御願文
- (次) 揚御経
- (次) 公家御誦経
- (次) 威儀師取内藏寮諷誦文授堂達 (堂達授講師・講師教化)
- (次) 堂達以文授祝願師 (請祝願・祝願了)
- (次) 本院諸家御誦経同前  
(此間殿上人相分左右取凡僧布施給之)
- ・講師説法了後、退降就礼盤礼仏、復座
- (次) 祝願三礼列立仏前
- (次) 民部卿以下公卿八人行香

(次) 公卿退下

以下の次第を、みると、前もって、設置された、座に、公卿や僧が、参集し、法会が、とりおこなわれ、更に、退出していくまでの、様子を、おおむね、知ることが、出来よう。その全体の、法会の中に、出てくる、願文・諷誦文・教化等が、各々、独立して、伝わっている。

八日には、香隆寺に、おいて、仏経 (奉図絵釈迦三尊・奉書写色紙法花経一部・阿弥陀経・心経・心地観経一部) 供養を、おこなっている。その時の講師、長譽は、堀河院の、生前の言葉を、引きながら、啓白を、のべている。

是先帝御在生時常被談仰云、適生人間幸逢一乘、情思宿因是非小縁、自此之後生々世々願奉値遇此経者、下官奉此勅語、深銘心府、長不相忘也、今奉向釈迦尊、啓白彼願趣文、為奉報帝王恩制供養心地観経、是力之所堪、偏修小善也

これを、聞いた、宗忠も

誠叶本意、願力想叶、隨喜流涙

と、その感激を、述べている。又、内大臣雅実も、香隆寺に、おいて、仏経供養を、おこなっている。

(三)

前述したように、各七日に、亘って、儀式の、執行される過程を、細かく、描写している。これは、宗忠をはじめ、当時の、貴族達の、法要の執行や、それに、結縁することに、よせる、関心が、並々でないことを、示している。その関心は、儀式全体に、よせるものと、狭義の説教に、よせるものとに、区別することが、出来よう。

まず、前者について、みよう。

寛治六年 (一〇九二) の、三月十九日・二十日に、おこなわれた、寛念法親王の、受法灌頂の儀式に、参列した、宗忠は、

子依仰参入、倩見法会之儀式、隨喜之涙難抑、就中件御子名覚念、母故從三位藤原経平朝臣女典侍子也、容顏甚美、進取有度、誠是法水之舟楫、仏日之威光也、年初十八受大法、古今所未聞也

と、その感想を、述べている。仰せによって、参つて、儀式を見て、そのすばらしさに、落涙したと、いうのである。そして、覺念に、言及して、「古今未聞也」と、ほめてゐる。これは、儀式そのものを、見て、感動したのであり、儀式全体の、醸し出す、零囲氣に、感動したところが、大であらう。

次に、後者について、述べよう。

承徳二年（一〇九八）五月一日に、おこなわれた、雲林党の菩提講には、多くの、老若男女が、結縁に、おとずれている。講師院源は、三帰十戒を、授けた後、説教する。

人々所供養経已及数十部、寢殿御方令供養名功德品、始説法之間誠以隨喜、已時許事了、堂中竝座老少男女称南無声遍滿如雷

院源の説法を、聞き、人々は、隨喜し、終了後には、「南無」の聲が、堂中に、雷のように、遍滿したと、いうことである。そこには、菩提講に、結縁し、感動した、多くの人々の、様子が、描かれている。『中右記』には、そのほか、

説法之体弁説如涌

嘉保二年九月廿七日

説法之体誠優妙

承徳二年八月廿七日

説法之間落涙難抑者也

承徳二年九月六日

と、いうような、類似的の讃辭が、所々に、散見される。

一方、「説法之体優妙」「説法之体誠以足隨喜」と、いうような、描写から、すると、説法している、説教師の、所作や動作の、優妙さが、想起される。又、説法の内容に、こまかく、立ち入つて、感想を、のべている個所も、ある。例えば、長治二年（一一〇五）二月十二日に、鳥羽院で、おこなわれた、権律師増珍の、『法花経』の講説（この日は、第三卷の講説である）に、ついで、

依指仰一卷中文之句々講之、説法之体弁説如涌、就中、三草二木之喰現世安穩之文、誠説法之巧、滿座驚耳

と、ある。説法之体は、涌くが如き、すばらしい弁説であり、その中で、特に、三草二木の比喩や、現世安穩の文に、関する説法は、すぐれていると、いうのである。三草二木の喩は、法花七喩の一つで、菓草喩とも、言われ、菓草喩品にある比喩で、衆生の機根と、悟りの關係を、菓草に、喩えたものである。菓草にも、小菓・中菓・上菓の別、又、小樹・大樹の別が、あつても、薬用されると、同じように、薬として、作用するように、衆生の機根に、差があつても、仏の智慧に、よつて、修行し、いつかは、悟りを、得るようになる、というものである。現世安穩の文と、いうのは、同じく、菓草喩品の、

現世安穩、後生善処

のことである。

おそらく、宗忠は、『法花経』に、関する説法を、今迄に、数多く、聞いており、それらに照して、増珍の説法を、評したものであらう。これは、弁説の、さわやかさと共に、その内容にも、立ち入つて、言及しており、宗忠の、仏教に対する、関心の深さを、知ることが、出来る。

おわりに

ここでは、種々、おこなわれた、法要の中で、特に、関心の深い、中陰の法要を、とりあげて、その差定を、みてきた。その差定は、公卿や諸僧が、参集するところから、退出するまでの、儀式を、細部に亘つて、詳しく、記録している。そして、それらの、法要に、対する関心は、儀式全体の、醸し出す、零囲氣から、講師一人一人の、所作や、語り口に、およんでいる。又、説かれてゐる、句々に、ついても、並々ならぬ関心を、よせてゐることも、理解できる。

このように、詳しく、記されていることは、法要に、結縁し、又、聴聞することに、よって、功德を、つくろうと、したからであろう。以後、これを、手始めとして、多くの講会についても、順次、言及していき、儀式全体のあり方や、進め具合等を、考察し、願文や表白等の研究とあわせ、唱導を、巾広く、かつ立体的に、考える、一助としたいと思う。

〈註〉

- ① 『説法明眼論』の、本文は、別府大学国語国文学 二十四号を参照
- ② 天台宗全書 第二十卷
- ③ 『中右記』の本文は、増補史料大成（臨川書店）のものに、よった。
- ④ 二・七日は、ここに、挙げた他に、「北野祭釈奠」をとどめ、「放生会」を、おこなっている。
- ⑤ 誦経は、前日（二十三日）に、七ヶ寺（尊勝寺・香隆寺・圓宗寺・珍見寺・慈徳寺・積善寺・勸修寺）において、おこなわれた。